

第5章 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画

第1節 基本方針、達成目標及び目標年度

1. 基本方針

快適なまちづくりに向けて、ごみの排出抑制に努めると共に、減量化・再資源化に積極的に取り組み、廃棄物循環型社会の実現を推進します。また、ごみ処理基本計画を踏まえて循環型社会基盤施設の整備を図ります。

本町では、特に分別収集を行わず混合ごみの形態で収集し、一部大型鉄類は焼却施設投入時に除きますが、ほぼ全量について焼却処理した後、埋立処分しています。資源化・減量化の取り組みは遅れており、ごみ焼却施設の熱源利用も図られていない現状にあります。

従来のごみ処理体系は、減量化と安定化を目指したシステムに重点がおかれていましたが、地球環境及び資源の有効利用の視点から、循環型社会基盤整備の一環として新しい廃棄物循環型システムがごみ処理に求められています。本町の基盤産業は農業であり、本町のテーマである“恵みの大地、剣淵町”に寄与し、かつ、ごみの資源化・再利用を効率化するごみ処理システムを構築することを当該事業計画の基本方針とします。

2. 達成目標

資源化率及び減量化率は現状で低い水準にありますが、今後は積極的な施策実現に努めるものとし、次に示す値を達成目標に設定します。

表5.2.1 資源化率、減量化率の達成目標

項 目	達 成 目 標
資源化率 (%)	約 10 %
減量化率 (%)	約 60 %

注1) 資源化率 (%) = 資源化量 (t) / 発生ごみ量 (t) × 100

注2) 減量化率 (%) = (1 - 最終処分量 (t) / 発生ごみ量 (t)) × 100

注3) 資源化量は、発生ごみに占める資源ごみ（スチール缶、アルミ缶、びん）の比率が約15%であることから、このうち3分の2程度の回収を目標とする。

3. 目標年度

ごみ処理基本計画における計画目標年度にあわせ、平成21年度を目標年度に設定します。なお、目標年度はごみ処理基本計画の改訂、あるいは計画の前提となる諸条件の変更に伴い適宜、見直すものとします。

第2節 ごみ処理の現状

本町におけるごみ処理の現行フローシートは図5.2.1に示すとおりであり、これを当面の処理体制とします。

(1) 分別方法・収集形態

現行では分別を行わず混合ごみとして排出し、収集は委託によって実施しています。

(2) 処理方法

混合ごみは、一部混入する大型鉄類を焼却施設への投入時に取り除き、ほぼ全量について焼却処理を行っています。

(3) 排出抑制の方法

住民への啓発活動としてチラシ配布を行い、ごみ排出抑制に対する意識高揚を図っています。

(4) 減量化・再資源化、熱利用等の状況

住民に対しては家庭用コンポストの斡旋を行い、生ごみの自家処理・堆肥化を推進することによって、減量化を図っています。なお、焼却施設での熱利用は簡易焼却炉のため十分な利用状況にありません。

(5) 処理経費

近年のごみ処理に関する経費の推移は表5.2.1のとおりです。

(6) 処理施設の現況及び整備の経緯

現有のごみ焼却施設の概要は、次のとおりです。

- ①方 式：固定バッチ式焼却炉
- ②処理能力：4.8 t / 日 × 2基
- ③設置年月：（1号炉）昭和61年11月1日、（2号炉）平成元年11月9日
- ④建設費：（1号炉）29,280千円、（2号炉）26,203千円
- ⑤除 塵：防塵網
- ⑥余熱利用：無
- ⑦排 水：無放流

表5.2.1 ごみ処理経費の推移

単位：千円

平成 年度	建設・ 改良費	処 理 及 び 維 持 管 理 費						
		人件費	処 理 費		車両等 購入費	委託費	その他	
			中 間 処理費	最 終 処分費				
2	1,751	9,168	99	144	514	0	8,198	213
3	7,653	10,380	80	114	120	0	9,592	474
4	0	11,044	0	1,184	170	0	9,599	91
5	2,348	11,624	0	872	512	0	9,795	445
6	3,646	12,703	0	455	658	0	10,856	734

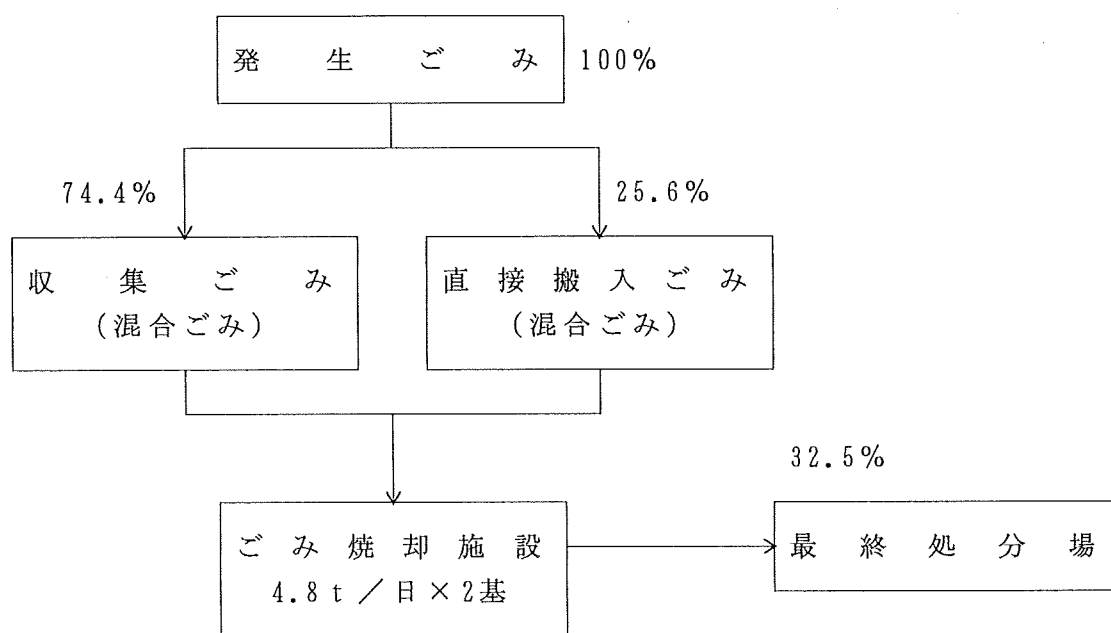


図5.2.1 現行のごみ処理フローシート

第3節 ごみ排出量抑制方策

排出抑制においては住民の意識高揚が不可欠です。このため、現在、行っている啓発活動等をはじめとする方策を町側が住民、事業者に対して積極的に働きかけることを基本とします。また、再資源化についてはごみ排出前段階での集団回収等を中心に各団体の協力を得て展開します。

(1) 啓発活動

広報、パンフレット等による住民への啓発、学校での教育、町内会、婦人会、子ども会への働きかけ、地域活動、イベント開催、ごみ処理施設見学等によってごみに対する意識の高揚を働きかけます。

なお、啓発活動については、他の市町村で様々な試みが行われており、それらも参考として住民の協力のもと、具体的な実施方法を検討していきます。

(2) 集団回収

現在、住民団体等が古紙、空びん、金属類等を回収し資源回収業者へ売買する方法としていますが、町として奨励金制度等の支援を検討します。

(3) 不用品交換・バザー

子ども用品、買い替え品、賞物など各家庭の不用品で、まだ使用可能なものを相互に出し合って交換したり、廉価で売買できるよう情報提供のシステムづくりや交換・バザー開催場所の設定や運営方法を検討します。

(4) 下取り制度

大型家電製品、家具等、購入時に今まで使用していたものを販売店に引取らせるよう協力の要請を検討します。

(5) 適正処理困難物の事業者自主回収

適正処理困難物に指定された廃タイヤ、廃テレビ（25型以上）、廃電気冷蔵庫（250ℓ以上）、廃スプリング入りマットレスなど廃棄物になったときに適正な処理、処分が困難なものについては、事業者に自主回収してもらうよう検討していきます。

(6) 分別収集

ごみ分別収集の実現に向けて検討を行います。将来的な容器包装リサイクル法の動向も勘案した上で資源ごみ分別の導入を検討し、積極的な有価物の回収を図ります。

(7) 有価物の拠点回収

町の収集体制が資源ごみ収集に対応できない場合は、スーパーや公共施設

などに空き缶、空きびん等の回収ボックスを設置するよう検討します。

(8) 施設での回収

現在、再資源化に関する施設はありませんが、社会情勢、集団回収の動向を踏まえて、リサイクルセンター、ストックヤードの必要性についても検討を行います。

第4節 再生対象物とその方策

本町では、資源化・減量化に向けて再生対象物を次のとおり定め、リサイクルに取り組むものとします。

(1) 生ごみ

家庭用コンポストの設置に対し、現行どおり助成制度によって普及促進に努めます。

(2) スチール缶、アルミ缶

町内のモデル地区についてスチール缶、アルミ缶を対象とした指定袋を配布し、分別回収の試行・調査を行います。その結果を踏まえ、状況に応じて町内全域への拡大を図ります。

(3) 空きびん

回収ボックスの設置と共に、販売店へ協力を求めリターナブルびん回収の促進を働きかけます。

(4) 紙類

紙類は、排出抑制による資源化・減量化を原則としますが、積極的に集団回収を推進し、回収率の向上を図ります。

(5) プラスチック

プラスチックは、店頭回収を図ると共に、資源化が困難なことも予想されるので、できるだけ減量化・減容化に努めます。

(6) 粗大ごみ

粗大ごみは、再使用可能なものについてはできるだけ廃棄物とせず、新たに活用できるよう不用品情報交換の場を設けるよう努めます。

(7) 絵本のリサイクル

町づくりのテーマ「絵本の里づくり」の一環として、古い絵本を広く全国に募集し、保管・閲覧する「絵本バンク」を設置します。

第5節 施設整備計画

1. 施設整備スケジュール

今後、本町では廃棄物循環型社会基盤施設整備を計画的に推進していく方針です。これらの施設はその目的に応じて多種ありますが、財政的に全て同時に着手することは難しいため、逐次、整備していくことになります。

現段階での整備スケジュールは、次のとおりです。

(1) 第1段階〔前期5カ年計画：現在～平成11年度頃まで〕

現在、残余容量が少なく最も緊急課題となっている埋立処分地施設（最終処分場）を整備します。

(2) 第2段階〔中期5カ年計画：平成12年度頃～16年度頃まで〕

ごみの減量化、資源化を推進するため、また、容器包装リサイクル法の施行に伴う分別収集に対応するためストックヤード、リサイクルセンターを整備します。

(3) 第3段階〔後期5カ年計画：平成17年度頃～21年度頃まで〕

老朽化する簡易焼却炉の更新を控え、新たなごみ焼却施設あるいはごみ燃料化施設の建設、粗大ごみ処理施設の併設など状況に応じた整備を行います。

2. 最終処分場施設整備概要

現段階での最終処分場施設整備の概要をまとめると、次のとおりです。

- ① 工事期間：平成9年度～平成10年度
- ② 供用開始：平成11年度
- ③ 埋立期間：平成11年度～平成25年度（15年間）
- ④ 埋立面積：一般廃棄物 約 6,400 m²（管理型処分場）
- ⑤ 埋立容量：一般廃棄物 約 23,000 m³（覆土容量を含む）
- ⑥ 浸出水処理能力：30m³/日
- ⑦ 埋立対象物：ごみ焼却残渣、不燃ごみ、粗大ごみ
- ⑧ 埋立構造：準好気性埋立
- ⑨ 跡地利用：緑地化